

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会 議事録

■日時 令和3年6月29日（木）午前10時30分～午後0時1分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、池本委員、池邊委員、奥委員、日下委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、平林委員、廣江委員、水本委員、森川委員、宗方委員、保高委員、横田委員、渡邊委員

■議事内容

1 答申

(1) 「南小岩七丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染及び騒音・振動共の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2) 「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環共通及び景観に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 諮問

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）」環境影響評価書案

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）」環境影響評価書案

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）」環境影響評価書案

⇒会長の指名により、第二部会へ付託

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (6 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	(仮称) 新宿駅西口地区開発事業	令和3年6月1日
2 事 後 調 査 報 告 書	一般国道16号(昭島市拝島町～福生市熊川間) 拡幅事業(工事の施行中その10)	令和3年4月28日
	株式会社村尾組成木工場採石拡張事業(工事の施行中その1)	令和3年5月14日
	西品川一丁目地区再開発計画(工事の完了後その1)	令和3年5月21日
3 完 了 届	(仮称) 虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業	令和3年4月28日

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会
速 記 録

令和3年6月29日（火）
Webによるオンライン会議

(午前 10 時 30 分開会)

○下間アセスメント担当課長 お時間になりましたので、これから会議を始めさせていただきます。

開催に先立ちまして事務局より御報告がございます。5月27日、第3回総会におきまして第二部会長に推薦がございました宮越委員におかれましては、第二部会長へ就任いただきました。また、宗方委員に第二部会長代理へ就任いただいたことを御報告いたします。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名全員うち20名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより令和3年度第4回総会の開催をお願いします。本日は傍聴の申し出がございますのでよろしくをお願いします。

では、会長、お願いいたします。

○柳会長 分かりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○下間アセスメント担当課長 全員、傍聴に入りました。よろしくをお願いします。

○柳会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

ただいまから令和3年度東京都環境影響評価審議会第4回総会を開会します。

本日の会議は、次第にありますように、答申2件、諮問3件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、最初の答申案件ですが、「南小岩七丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書答申に係る審議を行います。

この案件は第一部会で審議していただきましたので、その結果について齋藤第一部会長から報告を受けることといたします。齋藤部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤第一部会長 それでは、齋藤から報告させていただきます。

まずは資料1を御覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは朗読いたします。

令和3年6月29日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋 藤 利 晃

「南小岩七丁目地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

1枚おめくりいただいて、別紙を御覧ください。

「南小岩七丁目地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年4月21日に「南小岩七丁目地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議結果は付表のとおりである。

付表は次のページに記載されております。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺では、本計画を含め複数の市街地再開発事業や街路事業が進められており、将来の周辺交通量が現在に比べ相当程度増加することも考えられることから、関連する車両の道路沿道への影響について、可能な限り周辺開発による交通量変化を勘案し、予測・評価すること。

【風環境】

計画地は JR 小岩駅並びに駅前広場に近接し、駅利用者など不特定多数の人の利用が見込まれる。また、周辺では複数の高層建築物の建設が計画されていることから、本計画建築物の建設による風環境の変化については、可能な限り周辺の開発状況を加味した詳細な予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上です。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和3年4月21日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。

本事業は、JR 小岩駅南口駅前広場の南側に面する 1.5ha の敷地に商業施設、公益施設、住宅から成る建物を建築する計画で、東棟は高さ 169m、西棟は高さ 60m を計画しております。

対象事業の種類は、高層建築物の新設でございます。

次に、答申案の内容について説明します。

【大気汚染、騒音・振動 共通】意見ですが、計画地は、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行が計画され、また、周辺では、隣接する西側及び駅北口における再開発や交通機能向上などを図るための街路事業などが進められており、工事完了後、または施行中において周辺の交通量が現況と大きく変化することが考えられます。このようなことから、関連する車両の影響予測においては、周辺開発等による交通量の変化を十分勘案した将来交通量の算定を求めるものでございます。

次に、【風環境】の意見ですが、計画地は駅前広場に近接しており、不特定多数の人の利用が見込まれること、また、周辺では今後 100m を超える高層建築物が複数建設されることから、風環境が複雑に変化することも考えられ、詳細な予測を求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等ございますでしょうか。なお、発言される際には最初にお名前をお願いします。奥委員、どうぞ。

○奥委員 ありがとうございます。

第一部会が先日開催されました場におきまして、高さ 169m の高層建築物を建てるということについて、以前に事業者の説明では、現行の高さ制限 110m を緩和して 169m にするということについての理由として、169m にしたほうが「日影」の面、それから「風環境」の点から見ても望ましいと、そちらのほうが影響が少なく、抑えられるという御回答がありましたので、前回の部会においては、そこを根拠づけるような資料を確認させていただきたいと発言させていただきました。

後日、事業者のほうから事務局に提出していただいた資料がございまして、第一部会の委員の方には多分共有されているのだらうと思いますが、それは、住民説明会で事業者が用意して説明された資料ということでした。内容を確認させていただきましたところ、複数案——現行の高さ制限の中で建物を建てた場合と、169m、1 棟、高いものを建てて、あと低層のものを建てるという場合と、3 案を比較する中で、環境影響それから公開空地が十分に確保できるかどうかといったような総合的な観点から判断して、今回の計画案に至ったということが確認できましたので、その点、この場でも情報共有させていただければと思ひまして、発言いたしました。

以上でございます。

○柳会長 奥委員、ありがとうございます。

この件について、齋藤第一部会長、何か補足はありますか。

○齋藤第一部会長 特にはございません。御報告ありがとうございます。

○宮田アセスメント担当課長 今、奥委員に説明いただいたことにつきまして、事務局のほうで、事業者から提出された資料についてご説明する準備ができておりますので、お時間をいただきたいと思います。

○柳会長 はい、お願いします。

それでは、ほかに御意見はございますでしょうか。なければ事務局からの説明に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 では、部会で奥委員からご質問をいただきましたことにつきまして、事務局から報告をさせていただきます。

総会の事業説明において、計画地は、地区整備計画により建築物の高さは最高限度 110m に制限しておりますが、今後この高さ制限を環境への配慮等を勘案し、169m に変更する計画であるということでした。このことについて奥委員から、検討の経緯について御質問がありましたので、事務局で確認しました内容について報告申し上げます。

ただいま画面に表示しております資料は、事業者が今年4月に住民説明会で行ったときの資料となります。このページは、南小岩七丁目地区のまちづくりのコンセプトとなります。にぎわいを創出する交流空間とし、小岩 commons（仮称）とし、屋上広場と一体となった利用や、学んだりさまざまな交流活動が可能な空間を、この再開発事業において整備していくというものでございます。

このページなのですが、高さ制限 110m の範囲内の左の中層・高層案と、高層・高層案と、高層1棟案について検討を行ったというものでございます。高層1棟案は、屋上広場や交流施設が最大限確保できるとともに、西棟の周辺に隣接する高層建物との離隔距離を広く確保できるため、風環境といった周辺環境に与える影響も軽減できるとしたものでございます。

次のページです。この資料は JR 小岩駅付近から見た建物ボリュームの比較となります。高層・中層案や高層・高層案は、空が見える部分が大きく減少しているのに比べて、高層1棟案は、空の大きさも最大限確保できるとしております。

このように、環境影響を含む様々な観点から複数案を検討した上で、建築物の高さや配置について、169m の高層1棟案に絞り込みを行ったというものでございます。

これにて、事務局からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員、何か御質問等ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。答申書を読み上げてく

ださい。

○下間アセスメント担当課長 事務局から答申書を読み上げさせていただきます。

3 東環審第 20 号

令和 3 年 6 月 29 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲 一 郎

「南小岩七丁目地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について答申

令和 3 年 4 月 21 日付、3 環総政第 60 号（諮問第 520 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 次に、「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。この案件につきましては、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、宮越第二部会長から報告を受けることといたします。それでは、宮越第二部会長、よろしく願いいたします。

○宮越第二部会長 それでは説明させていただきます。

まず資料 2 を御覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 事務局から朗読させていただきます。

令和 3 年 6 月 29 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲 一 郎 殿

「北清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

次のページの別紙を御覧ください。

「北清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和2年10月30日に「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は9ページに付けております。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

計画地周辺には学校や住宅が近接していることから、工事施行中の粉じんの飛散防止について、環境保全の措置を徹底すること。また、粉じんの飛散防止対策並びにダイオキシン類を含むばいじん等の事前除去方法について、周辺住民への周知・説明を十分に行うこと。

【騒音・振動】

工事の施行中における騒音・振動については、計画地に建設して住宅があり、特に解体工事に伴う振動への影響が懸念されることから、適切な騒音・振動対策等について、周辺住民への十分な周知・説明を行うとともに、更なる環境保全のための措置を検討すること。

【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても全ての地点で環境基準を超えていることから、工事用車両やごみ収集車両等の走行に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、道路交通騒音の低減に努めること。

【土壌汚染】

土壌汚染対策法第4条及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条の施行前より管理してきた汚染土壌封込め槽については、計画地内の地下水流動の状況を踏まえた上で、封込め槽の影響を把握できる地点において、現在においても機能が維持されていることを確認するための十分な調査を実施するとともに、工事の完了後においても地下水のモニタリングを定期的に行うなど機能が維持されるよう適切に管理すること。

【地盤、水循環共通】

住宅地に近接する軟弱地盤の掘削を伴うため、地下水に影響を及ぼす工種の施工中及び施工後の一定期間において、地下水位及び地盤変位のモニタリングを適切に実施し、地盤沈下の未然防止を図ること。また、モニタリング等、環境保全のための措置の実施に際しては、過去の建替え工事時に得られた知見を活用すること。

【景観】

既存建物は、「北区景観百選」に選定されるなど、地域の代表的な景観資源であることに鑑み、計画建築物のデザイン検討の際には、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえるとともに、地域関係者と十分な協議・調整を重ねた上で、評価の指標

との整合を図ること。

以上でございます。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

それでは、私から審議の経過について御報告します。

本事業は、東京都北区志茂一丁目 2 番 36 号に位置する既存の北清掃工場の建替えを行うものです。対象事業の種類は、廃棄物処理施設の設置でございます。

本評価書案は、令和 2 年 10 月 30 日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における 4 回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に際しまして、都民の方から 3 件の意見の提出がありました。また、関係区長である北区長、足立区長からも意見書が提出されています。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。また、都民の意見を聴く会を令和 3 年 5 月 20 日に開催し、5 名の方から公述がありました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意することを求めることといたします。

次に、答申案の内容について説明します。

【大気汚染】の意見ですが、計画地周辺には学校や住宅が近接していることから、工事施行中の粉じんの飛散防止について、環境保全の措置を徹底すること。また、粉じんの飛散防止対策並びにダイオキシン類を含むばいじん等の事前除去方法について、周辺住民への周知・説明を十分に行うことを求めるものでございます。

【騒音・振動】の意見ですが、工事の施行中における騒音・振動については、計画地に近接して住宅があり、特に解体工事に伴う振動への影響が懸念されることから、適切な騒音・振動対策等について、周辺住民への十分な周知・説明を行うとともに、更なる環境保全のための措置の検討を求めるものでございます。

続きまして、【騒音・振動】の意見ですが、計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても全ての地点で環境基準を超えていることから、工事用車両やごみ収集車両等の走行に当

たつては、環境保全のための措置を徹底し、道路交通騒音の低減を求めるものでございます。

【土壌汚染】の意見ですが、土壌汚染対策法第4条及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条の施行前より管理してきた汚染土壌封込め槽については、計画地内の地下水流動の状況を踏まえた上で、封込め槽の影響を把握できる地点において、現在においても機能が維持されていることを確認するための十分な調査を実施するとともに、工事の完了後においても地下水のモニタリングを定期的に行うなど機能が維持されるよう適切に管理することを求めるものでございます。

【地盤、水循環共通】の意見ですが、住宅地に近接する軟弱地盤の掘削を伴うため、地下水に影響を及ぼす工種の施工中及び施工後の一定期間において、地下水位及び地盤変位のモニタリングを適切に実施し、地盤沈下の未然防止を図り、モニタリング等、環境保全のための措置の実施に際しては、過去の建替工事時に得られた知見の活用を求めるものでございます。

【景観】の意見ですが、既存建築物は、「北区景観百選」に選定されるなど、地域の代表的な景観資源であることに鑑み、計画建築物のデザイン検討の際には、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえるとともに、地域関係者と十分な協議・調整を重ねた上で、評価の指標との整合を図ることを求めるものでございます。

以上、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして何か御質問等ございますでしょうか。なお、発言される際には最初にお名前をお願いいたします。——よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではそのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○下間アセスメント担当課長 事務局から答申書を読み上げさせていただきます。

3 東環審第21号

令和3年6月29日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲 一 郎

「北清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について答申

令和2年10月30日付に、2環総政第321号（諮問第514号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 次に、諮問に入ります。諮問案件について事務局から提案をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 事務局から諮問について朗読させていただきます。3つの諮問がございますので連続して朗読します。資料3を御覧ください。

3環総政第174号
東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和3年6月29日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

記

諮問第521号 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(北地区)」環境影響評価書案

引き続き、

3環総政第175号
東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 6 月 29 日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

記

諮問第 522 号 「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」環境影響評価書案

引き続いて、

3 環 総 政 第 176 号
東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 3 年 6 月 29 日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

記

諮問第 523 号 「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」環境影響評価書案

以上です。よろしくお願ひします。

○柳会長 ただいま諮問のありました「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(北地区、中地区、南地区)」のそれぞれの環境影響評価書案につきましては、第二部会に付託させていただきますので、第二部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本件につきまして、事業者の方から説明を受けることにいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事業者 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画」環境影響評価書案の概要について、説明させていただきます。

まず、北地区からでございます。

北地区の評価書案の1ページを御覧ください。事業者は、株式会社帝国ホテル、三井不動産株式会社です。

対象事業の名称は、「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(北地区)」です。

計画地の位置は、6ページを御覧ください。計画地は図の中央、太線で囲った範囲で、東京都千代田区内幸町一丁目1番1号ほかの位置です。

東側にはJR東海道新幹線、在来線、西側には日比谷公園があります。

計画地近傍には、東京メトロ千代田線、日比谷線の日比谷駅、都営三田線の内幸町駅があります。

次に、8ページを御覧ください。計画地内には、現在、帝国ホテル本館、帝国ホテルタワー、駐車場等が建っております。

事業の基本方針は、9ページを御覧ください。事業の基本方針は、近隣の内幸町一丁目街区開発計画(中地区、南地区)と併せ、(1)駅・まち・公園一体の都市基盤整備によるまちへ開かれた街区の形成、(2)次世代スマートシティの実現による国際ビジネス交流拠点の整備、(3)高度防災・環境都市づくりの推進の3点としております。

次に、10ページを御覧ください。建物の配置については、現在の帝国ホテル本館の位置に新本館を、帝国ホテルタワーの位置にノースタワーを建設します。また、隣接する東京メトロ千代田線からの接続通路を計画し、日比谷駅と街と日比谷公園が一体となる歩行者空間の整備をする配置計画としております。

次に、11ページを御覧ください。これは南側から見た断面図です。御覧の向かって左側が新本館、向かって右側がノースタワーとなります。最高高さは新本館が地上約145m、ノースタワーが地上約230mです。新本館は宿泊施設、ノースタワーは底層部に商業施設、高層部にオフィス、宿泊施設を整備します。

次に、14 ページの下の表を御覧ください。表 5.2-1 に計画建築物の概要を示してございます。区域面積は約 2.4ha、延床面積は約 42 万 m²、駐車場台数は約 900 台を整備する計画です。

駐車場の出入口と関連車両の走行経路につきましては、16 ページを御覧ください。関連車両は計画地の東側や西側からの出入口と北側の出庫を計画しております。

次に、23 ページを御覧ください。工事はⅠ期、Ⅱ期に分けて段階的に実施する計画であり、全体で 13 年を予定しております。Ⅰ期工事は、令和 6 年度（2024 年度）から、計画地東側の既存の帝国ホテルタワーの解体工事から始め、その後、ノースタワーの建築計画に移り、工事完了は令和 12 年度（2030 年度）を予定しております。Ⅱ期工事につきましては、令和 13 年度（2031 年度）から計画地西側の既存の帝国ホテル本館の解体工事から始め、その後、新本館の建築計画に移り、工事完了は令和 18 年度（2036 年度）を予定しております。

工事用車両の主な走行ルートは、28 ページ、29 ページを御覧ください。

Ⅰ期工事の工事用車両は、計画地の北側と東側から出入りする計画です。また、Ⅱ期工事のうち、新本館側の工事については、工事用車両は計画地の北側と西側から、駐車場の解体工事については計画地の東側から出入りする計画でございます。

続きまして、北地区の事業で選定した環境影響評価項目について説明します。42 ページを御覧ください。本事業は特定の地域における事業となりますので、御覧の表から「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」の 6 項目を選定いたしました。また、「史跡・文化財」については計画地近傍に文化財が存在しないこと、千代田区より計画地内は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないと回答が得られたことから、環境影響評価の項目として選定はいたしませんでした。なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財が発見された場合には、速やかに工事を中断するとともに、文化財保護法などに基づき関係機関と協議の上、適正に対応いたします。

次に、選定した項目の環境に及ぼす影響の評価の結論について説明いたします。2 ページを御覧ください。

初めに「大気汚染」についてです。建設機械の稼働による影響につきましては、二酸化窒素濃度はⅠ期、Ⅱ期ともに環境基準を上回りますが、浮遊粒子状物質濃度は環境基準を満たします。工事に当たっては、建設機械による寄与率は極力少なくするために、事前に作業計画を十分検討して、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業や最新の排出対策型建設機械の使用に努めるなどにより、二酸化窒素の影響の低減に努めてまいります。

また、工事用車両の走行、関連車両の走行、駐車場の利用による影響につきましては、いずれも二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度ともに環境基準を満たします。

3 ページでございます。次に、「騒音・振動」についてです。建設機械の稼働による影響につきましては、騒音・振動ともに勧告基準を下回ります。また、工事用車両の走行による影響につきましては、騒音は環境基準を満たし、振動は規制基準値を下回るという結果になってございます。

次に、4 ページを御覧ください。「日影」につきましては、計画地は都市計画法に基づく特定街区を計画しておりますので、日影規制の適用は除外されますが、日影規制区域である日比谷公園に生じる日影は3時間未満ということで、日影規制を満足する形にしております。

次に、「電波障害」でございます。計画建築物の位置による地上デジタル放送については、遮蔽障害及び反射障害が、衛星放送につきましては遮蔽障害が生じると予測していますが、計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な受信障害対策を講じることにより、テレビ電波の受信障害は解消し得ると考えております。

続いて、「風環境」につきましては、計画建築物建設後は適切な防風対策を行うことで一部において建設前に比べて領域の変化が見られますが、全ての点において中高層市街地相当の風環境である領域Cの中には収まっているという予測結果になってございます。

最後に、「景観」については、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測され、近景域では、周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観の形成が、中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格のある景観が、遠景域では、周辺の既存建築物または計画されている高層建築物と一体となったスカイラインが形成されると予測されます。

また、計画建築物の形態率は現況と比較して増加しますが、計画建築物の高層部をセットバックさせ、圧迫感の軽減を図っていると予測されます。

以上が北地区の環境影響評価書案の概要についてでございました。

続きまして、中地区の環境影響評価書案の概要について説明します。

中地区の評価書案1 ページを御覧ください。事業者は、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社、公共建物株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、三井不動産株式会社です。

対象事業の名称は、「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」です。

計画地の位置は8 ページを御覧ください。計画地は図の中央、太線で囲った範囲で、東京都千代田区内幸町一丁目1番6号ほかの位置です。北地区の南側に位置しております。

次に、10 ページを御覧ください。計画地内には現在、日比谷 U-1 ビル、NTT 日比谷ビルな

どが建っております。

11 ページには事業の基本方針を記載しておりますが、先ほど北地区で説明しましたので割愛させていただきます。

次に、12 ページを御覧ください。建物の配置については、計画地の西側には計画建築物であるセントラルタワーを、東側には2階レベルに大規模な広場を配置する計画としました。

13 ページを御覧ください。これは南側から見た断面図です。御覧の向かって左側が計画建築物であるセントラルタワー、向かって右側が2階レベルでの大規模な広場となります。計画建築物の最高高さは地上約230mです。計画建築物はオフィス、宿泊施設を整備します。

次に、15 ページの下の表を御覧ください。表5.2-1に計画建築物の概要を示してございます。区域面積は約2.2ha、延床面積は約37万㎡、駐車場台数は約600台を整備する計画です。

駐車場の出入口と関連車両の走行経路につきましては17 ページを御覧ください。関連車両は計画地の西側から出入りする計画となっております。

次に、23 ページを御覧ください。工事は解体、新築と、その他工事が行われ、全体で15年を予定しています。本工事は令和4年度(2022年度)から、日比谷U-1ビル、NTT日比谷ビルを解体し、計画建築物を建設する計画で、令和11年度(2029年度)に新築工事は完了する予定です。その後も、その他工事として設備の移設工事や、残りの既設建築物の解体工事などを行う予定となっております。長期にわたって行う計画で、全体の工事完了は令和19年度(2037年度)以降を予定しております。

工事用車両の主な走行ルートにつきましては、27 ページを御覧ください。工事用車両は計画地西側から出入りする計画です。

続きまして、中地区の事業で選定した環境影響評価項目について説明します。40 ページを御覧ください。選定した項目は北地区と同じですが、中地区では地域冷暖房を新設する計画ですので、「大気汚染」につきまして、熱源施設の稼働による影響も影響予測評価をしております。

次に、選定した項目の環境に及ぼす影響の評価の結論について説明します。ページを戻りまして3 ページを御覧ください。

初めに「大気汚染」について。建設機械の稼働、工事用車両の走行、関連車両の走行、駐車場利用車両の走行による影響につきましては、北地区と同様な評価結果となっております。また、中地区のみ行いました熱源の稼働による影響につきましては、環境基準を満たしてお

ります。

4 ページ以降の「騒音・振動」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」については、北地区と概ね同様な評価結果となっております。なお、「電波障害」につきましては、中地区は地上デジタル放送の反射障害は生じないと予測しております。

以上が中地区の環境影響評価書案の概要についてでございます。

最後に、南地区の環境影響評価書案の概要について説明します。

南地区の評価書案の1 ページを御覧ください。事業者は第一生命保険株式会社、中央日本土地建物株式会社、東京センチュリー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社です。

対象事業の名称は「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」です。

計画地の位置は6 ページを御覧ください。計画地は図の中央、太線で囲った範囲で、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号ほかの位置です。中地区の南側に位置しております。

次に、8 ページを御覧ください。計画地内には現在、みずほ銀行内幸町本部ビルなどが建っております。

9 ページには、事業の基本方針を記載しておりますが、先ほど北地区で説明しましたので、中地区同様割愛させていただきます。

次に、10 ページを御覧ください。建物の配置については、計画地内には計画建築物であるサウスタワーを、東側には歩行者の多い新橋赤レンガ通りからの玄関口としての、南東側に広場を配置する計画としました。

11 ページを御覧ください。これは南側から見た断面図です。計画建築物の最高高さは地上約 230m で、計画建築物は底層部に商業、宿泊施設など、高層部にオフィスを整備します。

次に、13 ページの下の表を御覧ください。表 5.2-1 に計画建築物の概要を示してございます。区域面積は約 1.9ha、延床面積は約 31 万 m²、駐車場台数は約 500 台を整備する計画です。

駐車場の出入口と関連車両の走行経路につきましては 15 ページを御覧ください。関連車両は計画地の西側からの入庫と南側からの出入りを計画しております。

次に、21 ページを御覧ください。工事は解体、新築工事、その他工事が行われ、全体で15年を予定しています。解体、新築工事は令和4年度(2022年度)から解体工事が始まり、令和10年度(2028年度)に新築工事は完了する予定です。その後も、その他工事として設備の移設工事や残りの既設建築物の解体工事などを行う予定としており、長期にわたって行う計画で、全体の工事完了は令和19年度(2037年度)以降を予定しています。

工事用車両の走行ルートは 25 ページを御覧ください。工事用車両は計画地南側と西側から出入りする計画です。

続きまして、南地区の事業で選定した環境影響評価項目について説明します。38 ページを御覧ください。

選定した項目は北地区と同様です。

次に、選定した項目の環境に及ぼす影響の評価の結論について説明します。ページは、戻りまして 2 ページを御覧ください。

「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」ともに、北地区と概ね同様な評価結果となっております。なお、「電波障害」につきましては、南地区も地上デジタル放送の反射障害は生じないと予測しております。

以上が南地区の環境影響評価書案の概要についてでございます。

簡単ではございますが、北地区、中地区、南地区における環境影響評価書案の概要について説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○柳会長 事業者の方、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見等はございますでしょうか。手を挙げていただくか、画面上では挙手のものをお願いいたします。それでは、宗方委員、よろしく願いいたします。

○宗方委員 御説明ありがとうございます。

3 つの案件をパラレルで御報告いただきましたが、私の質問は、1 つの設計者さんが 3 件をやって、それぞれ独立して評価して「日影」は問題ない、問題ないとやっているのですが、3 件ある以上、複合日影というのは当然発生して、その 3 つの案件の影響が一緒になって発生しているということになります。おそらく「日影」だけではなくて、ほかの工事用車両の騒音とかいろいろな環境影響というのはあると思うのですが、それは今回どのように扱えばいいのか。3 件、一緒に評価しても問題ないと言えるのか。そういったことを今回の御説明のやり方について教えてください。

○事業者 質問ありがとうございます。

まず、3 地区隣接してございますが、別事業者、別建設敷地確認申請、まさしく別事業になってございます。今たまたま同時並行で進んでいるので、手続が同時並行で同じ審議会にかけさせていただいておりますが、基本的には別事業者ということでございます。

あと、設計者につきましても、各地区で設計者が異なっておりますので、全体を 1 つの設

計者が設計している、計画しているということではございません。その上で、この3地区の複合影響についてどうしていくのかというのがありますが、それは項目によっていろいろあると思います。例えば「風環境」につきましては、技術指針の中にも周辺の状況が分かる場合は反映させるということがございますので、例えば中地区であれば北地区、南地区の計画がこのように出ていますので、反映させることにしております。あと、「日影」につきましては、日影の条例で確か決まっていると思うのですが、建築敷地ごと、建物ごとの日影ということで出させていただきます。ほかには、工事用車両とか供用後の車両がございすけれども、ここら辺につきましては、今回の予測の中でも、例えば北のⅡ期の工事のときには、ほかの地区の供用が一部始まってございますので、そこら辺の関連車両なども見込んでいるというようなこととしてございます。

さらに加えて言えば、今後、それぞれの計画が進捗していく中で、当然、別の事業で別のアセス手続とはいうものの、工事が始まりますと、ある程度連携して対応していかなければいけないのかなということは事業者側も考えておりますので、そこら辺は工事が始まりましたらお互いに調整しながら進めていくことになると思います。

○宗方委員 ありがとうございます。

工事など、その場のいろいろな状況に合わせて適宜対応するというところで御配慮頂けると思うのですが、日影だけに関しては、でき上がったものは一切動かさないものであり、つくる段階で法律上は確かに別々だから問題ないといっつつくってしまっ、結果的に日比谷公園が真っ暗になるとか、そういったことが起こり得るという懸念がございまして、配慮できるものがあるのであればぜひ御検討頂ければと思います。

○柳会長 それでは、水本委員、どうぞ。

○水本委員 水本です。よろしくお願ひします。先ほどは説明ありがとうございました。大変分かりやすく説明していただきました。

環境影響評価の基準の項目から、私が担当しております文化財とか遺跡というものが外れているところで幾つか質問があるのですが、日比谷図書文化館に問い合わせを行っており、その結果、周知の埋蔵文化財の包蔵地ではないという回答を得たという記載がありましたので、手続的には確かにというところなのですが、隣地に文化財はないというようなことが書かれています、既に日比谷ミッドタウンのほうでは遺跡があったと思いますので、遺跡は、私は、たしかそこはちょっと関係しまして、不時発見であって、実際確実に遺跡がありましたので、この北、中、南というところに関しましては、近世には大名屋敷があったりですと

か、近代にも、もちろん帝国ホテルもそうなのですが、華族会館、旧鹿鳴館があったり、文化、歴史的には重要な場所を含んでおります。それで、予想されるのは、どういった工事計画の地下の部分なのか、私のほうではちょっと分かりかねますので難しいのですが、できれば存否確認調査というのは依頼すればできるものですから、やっていただけるような手続をとられたほうが、不時発見となりますと、こちらはかなり綿密に工事の連続的な計画を立てられておりますので、その中で不時でということになりますと、遺跡とか史跡にとっては残念な調査ということになりかねないということで、できれば、ある程度計画に最低限、試掘、絞りのものを織り込むような形に計画に一部入れて頂いたほうがいいのかと思っております。

遺跡の重要性、史跡の重要性ということに鑑みてということと、もう1つは、こちらの地点なのですが、このあたりは二重橋のあたりまで入江があった場所で、もともと海があった場所でありますので、これは防災という観点からも、実際どういった地形になっているかをきちんと把握しておくことは、史跡とか遺跡とかということとはまた別の、防災という観点からも重要かと思えます。実際、掘り当てなども周囲に巡っているはずですので、このあたりと、おそらく堀商店さんのことが書かれておりましたけれども、あのあたりで地盤の沈降が起きて浮き上がりの結果、ああいった、周りのところで、ビルに階段がついたという話もかつてございましたので、そのあたりで地形との関係等含めて、少し計画の中にもう一回、そのあたりを織り込まれるようなことを私としてはコメントさせていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。

文化財につきましては、確かにここは近世、大名屋敷とか堀とかあったところですが、もちろん、実際に工事が始まりましたら、そこら辺は注意して掘削等を進めていくこととなります。事前に試掘という、そこまでやるかどうかというのは今後の調整かなというのが正直なところでございます。近くで隣接する、1 街区を置いてぐらいですかね、日比谷ミッドタウン。あそこは一部道路がもともとあって、そこを掘ったりなどしているところもあって、そういう関係もあって遺跡が、近代、現代になって地下が掘られていないところがあったので、今いろいろ文化財が出てくる可能性があったところだと思いますけれども、本計画につきましては、現地に行くと分かるのですが、この配置図ですと建物が建っているところと建っていないところがあるのですが、基本的にはほとんど地下が掘られているような状態のところでございますね。だから、ほとんどもう、今、江戸時代とか近世とかの、そのまま掘られて

いない状態が残っているところはもうごくわずかなのかなというふうには思っています。

ただ、ごくわずかとはいえ、そこは実際の工事が始まる時には注意しながらやっていくことになると思いますが、今の御意見を受けて、事前検討するかどうかにつきましては、今後の調整になっていくのかなと思っています。

○水本委員 実際の手続としては、実質的に掘られる面積との勘案ですので、やっていない部分というか、確かに地下の構造物があれば傷んでいる可能性がありますけれども、その傷んでいないエリアがあるのであれば、それはやるべきというところで、通常の手続の中でやらなければいけない事項であって、それが不時発見の場合ですと後からの調整が厳しくなってくるから、計画にはそのあたりを織り込んでいただきたいというのが再度のコメントです。お願いしたいと思います。

○柳会長 事業者の方、よろしいでしょうか。

○事業者 どの部分が過去掘られていない部分の場所になるのかとか、そこら辺は今後きちと調べていく必要があるのかなと思っています。それを調べた上での判断になっていくのかなと思っています。

○水本委員 はい、よろしくをお願いします。

○柳会長 それではほかにかがでしょうか。

○水本委員 すみません、もう一点。

○柳会長 はい、水本委員、どうぞ。

○水本委員 これは史跡等とは離れますけれども、近くに皇居がありますけれども、実は皇居の周りというのは通常のヒートアイランド現象を相当下げているという話があるのですが、こちらの温度の影響というのは、このビルの関係では予想があるのでしょうか。そのあたりが少し気になります。

○事業者 今回、環境アセスということで、温度、ヒートアイランド現象までは残念ながら予測はしてございません。申し訳ございません。

○水本委員 はい。

○柳会長 水本委員、よろしいでしょうか。

○水本委員 はい、状況は分かりました。

○柳会長 それでは、奥委員、よろしくをお願いします。

○奥委員 確認させていただきたいのですが、中地区と南地区については、解体工事のスタート時期が全く一緒になっておりますけれども、その場合、特に工事施行中の大気汚染につ

いて、工期が全く重なっていて、そして隣り合っている場所でなされる工事の影響について、そもそも累積的な影響というものを勘案されているのかいないのか、そこをまず改めて確認させてください。

○事業者 はい、御質問ありがとうございます。

今回のアセスの予測の中では、それぞれの工事を累積させて大気汚染の予測等を行ってはいません。ただ、評価書案の環境保全のための措置の中で書きましたように、実際の工事の実施に当たっては近隣計画との調整、連絡を行い、その内容については事後調査報告書において報告するというふうに記載させていただきました。環境保全措置の一番最後のところですね。予測に反映しなかった措置の一番最後です。

○奥委員 ページになりますと、どこですか。

○事業者 中地区で見えますと、評価書案の本編の 99 ページの一番下になります。これにつきましては、各街区に書かせていただいております。

○奥委員 はい、分かりました。特に「大気汚染」は、工事の施行中のところについては既に予測結果として環境基準を上回ると。そして建設機械の稼働に伴う寄与率も非常に高いということになっておりますので、さらにそれが累積してしまっていると、より大きな影響が出ると思いますので、ぜひ事業者間で低減に努めていただければと思います。その旨、評価書案に記載されているということはよいと思います。よろしく願いいたします。

○柳会長 それでは、廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 ありがとうございます。

私も今までの方々と同じように、ほぼ同時期、南と中、2年遅れで北というような、非常に密接した地域での「騒音・振動」が個別に扱われているということに、ちょっと、基準を満たしているとはいえ、危惧を持っております。実際に、今、奥委員からも指摘がありましたが、工事間できちんとした管理はされていくということで、「騒音・振動」のほうもしていただけるということでよろしいでしょうか。まず、それが1点目です。

2点目ですけれども、周辺の道路交通騒音・振動の評価についても、それぞれ完成後に車の利用で周辺の道路の影響が大きくなると思いますので、それぞれ3事業所については同じようなところを選んで調査をしているという理解でよろしいでしょうか。

以上、2点お願いします。

○事業者 御質問ありがとうございます。

1点目の工事中のそれぞれの累積の影響についての御質問だと思いますけれども、これは

実際、同時並行で行う工事につきましては隣接しますから、おそらく調整等が行われて進めることになると思います。例えば工事用車両につきましても、それぞれの街区で勝手に出したりしてしまうと例えば交通の問題などが起きる可能性があると思いますので、そこら辺の工事の計画、進め方については、それぞれ連携をして進めていく、連絡調整を行いながら進めていくということは評価書に書いていますので、やっていくということでございます。

2 点目の、建物が完成した後の影響につきましては、それぞれ全く同じ地点ではないのですが、かなり重なる点で予測を、全部の同じ地点ではないのですけれども——失礼しました。「大気汚染」につきましては供用後の予測をしております。そこにつきましては、全て同じ、重なる地点で予測しているわけではないのですけれども、幾つか重なる点がございまして、それはもちろん、それぞれ考えての影響を加味した事後調査になっているということになると思います。

「騒音・振動」につきましては、今回、特定の地域のアセスになりますので、供用後の関連車両による騒音・振動につきましては、予測をしていないということでございます。

○廣江委員 1点確認したいのですが、現況調査の地点が南地区だけ1点少ないのは何ででしょうか。細かいことすみません。

○事業者 特に地点数の数をそろえろとか、そこはあまり意識していません。それよりも、想定されるルートをしっかり押さえて予測評価するということをしております。

○廣江委員 その意味で聞いたのですけれども、南地区はほかの地区と比べて1点少ないのですが、この1点少ないのは地図上の一番斜め上にあるほかの、北や中地区では7と書いてあるのかな、そこが消えているのですが、ここはルートとは関係ないということで消したということでしょうか。今の御説明だと、そろえたわけではないので、ここを10点にした、そこが要らなくなったというか、ここに掲載していない理由は、南地区に関しては、ここは関係のない地点であるという認識でここはなくなったということよろしいでしょうか。

○事業者 「騒音・振動」の現地調査地点でございますね。例えば北地区でいきますと、北地区の評価書案の本編115ページのことでございますか。

○廣江委員 115ページではなくて、現地調査なので北でいうと113ページです。中でいうと109ページです。ちなみに、南でいうと101ページが皆同じ図になりますが、先ほどの私の質問に対して、そろえたわけではなく、ルートを勘案してこれらを位置したような感じのことをおっしゃったのですが、南だけ1点少ないのは、ほかの地区に書いてある右上の地点というのが、南の場合にはあまり重要ではないということで、これは測定の調査結果の中か

ら省かれているということでしょうか。

○事業者 失礼いたしました。予測評価の地点ではなくて、基本資料調査の調査地点ということでございますね。これは特に、南地区だからといって7の地点を抜く意味はないので、これは御指摘を受けて右上の7の●の地点は追加させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○廣江委員 いえいえ。それと、予測は出庫、入庫ルートのことを考えて、何か予測をされる予定はあるのでしょうか。というのは、私、この7の地点が何で入庫ルートの矢印の先なのになのかと不思議に思っていたのですが、つまり、この交通量が周りは増えるかもしれないという予測については、今回は行わないということですね。

○事業者 7の地点の。

○廣江委員 7の地点にはこだわりません。先ほど大気は予測されていると。それから工事使用車両についても考えているけれども、完成後の道路交通騒音振動のほうの予測はしないというように聞こえたのですが、そういうことでしょうか。

○事業者 はい、そのとおりでございます。今回、特定の地域のアセスということで供用後の関連車両の騒音・振動の予測が含まれていませんので、今回のアセスにつきましては供用後の関連車両の騒音・振動につきましては、予測はいたしません。

○廣江委員 細かなところが分からないのであれなのですが、基本的にこれだけ大きな事業所が建て替わって、そこに入ってくる車が完成後もあるというのは、影響がないとは言い切れないと思うのですけれども、そこら辺はされないという方針なのですね。

○事業者 はい、確か項目が決まっておりますので、その決められた項目の中から選ぶということになっておりますので、決められた項目の中で、今回の特定の地域につきましては、入っていないのでアセスには入れないということになります。

○廣江委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 池本です。説明ありがとうございました。

先ほどと同じような質問なのですが、複数の事業の影響を見るときに、資料編のほうを見ると、例えば交通量で、隣の街区であったり新橋の田村町地区の開発計画など見ているという記載もあるのですが、もう一回、先ほどの説明の中では見ていないような御説明があったと思うのですが、もう一回整理していただけますでしょうか。

○事業者 新橋田村町でいえば、既にあそこはアセスメントで情報が公開されてございますので、その供用後の車両台数、通過交通量はこの予測に入れてございます。つまり、供用後の車両につきましても、もう分かっているものにつきましても、入れて予測しているということでございます。

○池本委員 例えば資料編だけで見ると、北地区の5ページの周辺開発交通量というところでは、中と南が入っていて、それで、中の4ページの下から2つ目の②のところでは、田村町だけが入っているとか、そういった設定になっているのですけれども、この辺がちょっとよく分からなくて、お願いします。

○事業者 北につきましても、北の工事中の時点で既に中と南の供用が始まってございます。つまり、中と南の供用後の車両は予測台数として入っていますので、それを北の工事のときの車両の予測に入れていたということでございます。北のⅡ期の工事のときですね。

○池本委員 だから、中と南が入っていると。

○事業者 はい。そういうことです。

○池本委員 中と南で、先ほど奥先生からもお話があったのですが、同じ時期に工事を行うということだったので、それぞれ見込むのかなというふうに考えられるのですが、このあたりはどのような考え方なのでしょうか。

○事業者 同時に行っている場合には、今回の場合には見込んでいません。ただ、その工事のときにどこか周りで、もしくは隣で供用している車両のデータが公になっている場合、供用後の交通量が公になっている場合は、それを反映させるという考え方でやっています。

○池本委員 はい、考え方としては理解しました。難しいですね。事業者さんは別なんですけれども、コンサルさんは一緒に、同時に事業をやるというのは分かっていて、扱う扱わないという判断というのは、このあたりは考え方次第なのかなと思うのですけれども、部会の審議のときに多分深めていくと思いますので、今日はこのあたりでと思います。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

私からよろしいでしょうか。確かに本件は特定の地域の環境影響評価ということでありまして、既存の建物の解体に伴って大量の解体廃棄物が出るのが考えられますが、当然、これは法令等に基づいて適切に処理されるということではありますけれども、過去にも特定地域において解体して新しい建物を建てたという案件において、解体廃棄物の処理についても図書の中に記載されたという案件があります。そういう過去の案件もありますけれど

も、これらについて事後調査等で図書等に触れられるというお考えはありますでしょうか。

○事業者 今回の特定の地域で予測評価項目ではないということなのですが、おそらく例えばその他項目のような形で載せた事例を言われていると思いますが、当然、データが収集できれば載せることも可能性としてはあると思っております。

○柳会長 はい、ぜひ前向きに、こういったときの解体に伴うアセス図書の資料収集は、後の事例にも参考になることがあると思っておりますので、どうぞよろしく前向きに御検討いただきたいと思っております。

ほかにかがでしょうか。——それでは特に御発言がほかにはないので、諮問についてはこれで終わりにいたします。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

○柳会長 次に、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 事務局でございます。受理関係について報告します。お手元の資料4を御覧ください。13 ページです。6月の受理報告については、環境影響評価書1件、事後調査報告書3件、完了届1件、受理しております。そのうち、次の14 ページを見ていただければと思います。14 ページについては、「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」につきましては、6月1日に環境影響評価書を受理しましたので、その内容について説明させていただきます。評価書案は令和2年9月30日の第5回総会で諮問され、令和3年2月24日の第10回総会において知事に答申されております。当資料は、評価書案、審査意見書、環境影響評価書との関連について提示してまいります。

1 つ目の「大気汚染、騒音・振動共通」意見として、本事業の近接地において土地区画整理事業が計画されているが、今後の具体化に伴い、施工時期の重複による工事用車両の特定の走行ルートへの集中や他事業による工事用車両の流入が懸念されることから、周辺計画との連携や調整を図るとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じるようにとの内容です。

これに対する評価書の記載内容は、本事業の進捗を踏まえながら必要に応じて施工前段階あるいは工事施工中において適宜土地区画整理事業等との連携・調整を図ることとしたとのことです。

2 つ目の「大気汚染、騒音・振動共通」の意見として、本事業は、工事の施行中も駅施設利用者が計画地内を通行するため、歩行空間を含む周辺環境に対して著しい影響を与えない

よう工事計画を立てるとともに、適切な保全措置を講ずることとし、事後調査に当たっては、周辺への影響を適切に把握するようこの内容です。

これに対する評価書の記載内容は、更なる環境保全のための措置を検討し、駅利用者等の計画地内を通行する歩行者動線付近においては、工事の進捗に応じて、鋼製仮囲いや養生シート等を適宜設置し、粉じん等や騒音等の防止に努めることとしたことです。

「風環境」の意見として、本事業では、西口駅前広場の整備計画と一体的に歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、事後調査において調査地点を適切に選定し検証を行うようこの内容です。

これに対する評価書の記載内容は、更なる環境保全のための措置を検討し、工事の完了後の事後調査に当たっては、調査地点を適切に選定することなどとしたということです。

最後に「景観」への意見として、計画建築物は、新宿駅前に位置しており公共性が高く、地域の代表的な景観となることから、今後のデザイン検討の際には地域関係者と十分な議論を重ねた上で、評価の指標との整合を図るようこの内容です。

これに対する評価書の記載内容は、更なる環境保全のための措置を検討し、デザイン検討に当たっては、東京都景観審議会等における議論等を踏まえ、景観に配慮するとのことです。

それでは次に、5月の受理報告に対する助言事項ということで、15ページ、16ページを御覧ください。

5月の受理報告に対する助言事項に対し事業者からの回答がありましたので報告します。

1件目は、「(仮称)南町田計画(工事の完了後)」事後調査報告書の全般においてということでございます。臨時駐車場については、稼働実績から開業当初には必要だったものと思われる、関連する事業として計画に織り込んでいただければ良かったのという意見に対し、事業者の回答は、本施設の駐車場台数については、法令や利用実績を踏まえた計画だが、警視庁からの指導などにより、期間限定で運用することで臨時駐車場を設置したということです。利用者台数は徐々に減少し、令和2年5月31日までに全て閉鎖している。

なお、来場者の公共交通機関利用を促すための各種対策は継続して実施中で、臨時駐車場閉鎖以降、駐車場不足による交通渋滞は発生していない。今後も地域環境及び住民への方々に配慮し、周辺の渋滞対策について継続して取組を続けてまいりますとの返答でございました。

2件目は、「浜松町駅前西口周辺開発計画」変更届の全般において、旧芝離宮恩賜庭園からは、3棟による壁面が新たに建つことになるので、各棟のファザードの素材やデザインも

踏まえて十分な御検討をお願いしますという助言です。

これに対する事業者の回答は、計画建築物のファザードやデザイン等については、港区景観計画に示される色彩基準等に準拠し、港区との協議、また東京都景観条例に基づく東京都景観審議会の審議を経た上で景観に配慮した計画を決定してまいりますという回答でございました。

なお、6月受理報告に係る助言事項についてですが、今回はございません。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、受理関係についてはこれで終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○柳会長 その他何かございますでしょうか。——特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人及び事業者の方は退出をお願いします。

(傍聴者、事業者退出)

(午後0時01分閉会)